

2 制度の概要

(1) 対象法人の範囲

対象法人は、内国法人のうち資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という）が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社とされた（法法75の3，法法81の24の2，地法19の2，消法46の2）。

(2) 対象税目，手続，書類

法人税及び地方法人税，消費税及び地方消費税，法人事業税及び特別法人事業税，法人住民税が義務化の対象である。確定申告書だけでなく，予定又は仮決算の中間申告書，修正申告書及び還付申告書も義務化となる。「申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て」が義務化されたため，「財務諸表」や「勘定科目内訳明細書」等も全て所定のデータ形式での電子申告が求められる。

(3) 届出規定

対象法人は，2020年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日から1月以内に「e-Tax

か」は「各事業年度開始の時」に判定することになる。また，消費税申告で期間特例を受けている法人は「各課税期間開始の時」に判定する点にも留意されたい。

(2) 最も早い適用開始時期

例えば3月決算法人の場合，消費税の課税期間を1月ごとに短縮している消費税申告では，2020年6月申告から電子申告義務化の適用開始となるので留意されたい。

(3) 対象法人と届出時期

e-Tax 届出書の提出は，既にe-Tax を活用し電子申告を実践済の対象法人にも求められる点に留意する必要がある。もし資本金に変動予定がなければ早めに提出しておきたいところだが，e-Tax 届出書には2020年4月1日以後に使用可能な旨の注意書きが記載されている。

(4) 連結法人

連結親法人の資本金の額等が1億円超の場合，連結子法人の個別帰属額届出書に加え財務諸表や勘定科目内訳明細書等も連

書」の提出が求められる。

(5) グループ法人税制

例えば，親法人（資本金の額等が5億円以上）の100%子法人でグループ法人税制が適用され，その子法人の資本金の額等が1億円以下のケースでは，その子法人は義務化の対象とならない。あくまでも，申告主体ごとに資本金の額等で判定することになる。

(6) 税理士による代理送信

電子申告義務化以後の対象法人の申告についても，税務書類の作成を委嘱された税理士によるe-Tax や eLTAX での代理送信は可能である。

4 おわりに

電子申告義務化に向けベンダーでの財務諸表等連携ツールの開発進展も聞き及ぶ。申告書作成から電子申告まで一気通貫体制を整備することで，企業の生産性向上に活かしたい。

（右山研究グループ
税理士 杉山 一紀）